

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年10月まで

それまでは両親と同居していたが、父親の転勤に伴い、平成3年9月から一人で暮らすこととなった。当時、学生であったが、国民年金保険料の免除申請ができると聞き、同年同月ごろ、区役所で国民年金の加入手続と免除申請手続を同時に行った。この時、両親と同居していた期間について、免除の対象にならない期間があり、その7か月分の保険料として6万3,000円を納付するよう言われたので、母親に必要な金額を工面してもらい、同年10月ごろに納付した。

正確な納付期間ははっきりと覚えていないが、20歳に到達した平成3年*月から同年10月までのうち、7か月分の保険料として6万3,000円を納付したことは間違いないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成3年8月以降に払い出されたものとみられる上、オンライン記録によると、同年4月から4年3月までの期間に係る免除処理年月日が3年10月29日となっていることなどから、申立人の国民年金加入手続及び免除申請手続は、いずれも同年8月から同年10月にかけて行われたものと推認でき、申立人の供述とおおむね符合している。

また、申立人は、「免除申請手続を行った際、国民年金加入期間のうち一部の期間が免除対象とならないため、当該期間について国民年金保険料を納付するよう説明を受けた。」としているところ、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の記載から、申立人は、上記国民年金手帳記号番号によ

り、学生が国民年金の強制適用となった平成3年4月1日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるが、制度上、申請免除は申請があった日の属する月の前月までしか遡及して免除期間とすることができないため、申立人が免除申請を行った時点で、国民年金加入期間について、本来、免除期間とすることができない期間が含まれていたと考えられることから、申立人が受けたとする説明は実際の制度と基本的に一致している上、国民年金の加入手続等を行ったとする時期も申立人の供述と符合していることなどを踏まえると、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

さらに、申立期間のうち、申立人が遡及して国民年金被保険者資格を取得した平成3年4月以降の国民年金加入期間について、前述のとおり、本来、免除期間とすることができない期間が含まれていたと考えられることや、免除対象期間についても、免除申請手続後、同年10月29日に免除処理が行われるまでは未納期間であったことなどを踏まえると、申立期間のうち、同年4月から同年10月までについては、申立人が、加入手続後に保険料を納付する可能性を想定しても不自然ではない。

加えて、申立人は、平成3年10月に、7か月分の国民年金保険料として6万3,000円を納付したことを明確に覚えているとしているところ、申立人から提出を受けた、申立人の母親が所持する家計簿においても、同年10月に申立人の国民年金保険料として6万3,000円を支出した旨記載されており、申立内容を裏付けるものとなっている上、同年4月から同年10月までの7か月に係る保険料額が、申立人が納付したとする金額と一致していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間のうち同年4月から同年10月までの保険料について、納付したものとするのが妥当である。

その上、申立期間のうち平成3年2月及び同年3月については、国民年金の未加入期間である上、当該期間を含めて国民年金保険料額を試算しても、申立人が納付したとする金額と一致せず、当該期間について保険料を納付したことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 56 年 7 月に A 町に転入したが、その後、前住所地宛てに送られた国民年金保険料納付書が同町に転送されてきたので、夫に見せたところ、引っ越しなどで納付が後回しになっていたものだが、きちんと支払わなければならないと言われ、納付したことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ 6 か月及び 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、昭和 56 年 7 月に A 町に転入後、前住所地宛てに送られた国民年金保険料納付書が同町に転送されてきたとしているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳をみると、申立期間を含む昭和 55 年度の摘要欄に「納付書送付」と押印されていることから、同年度の保険料について、過年度納付対象期間となる 56 年 5 月以降に過年度納付書が送付されたことが確認できる上、同台帳において申立期間は未納となっていることから、当該過年度納付書は申立期間に係るものであったと考えるのが妥当である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間前にも過年度納付をしている期間が散見され、申立人が、国民年金加入期間に未納が生じないように保険料を納付している形跡がうかがわれる上、A 町に転入後も保険料を全て納付していることなどを勘案すると、あえて申立期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から42年3月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、夫の分と一緒に納付していたので、夫が納付している期間は、私も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に払い出されているが、その時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、遡及して保険料を納付した記憶は無いとしているほか、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、自身の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していたため、申立期間①についても保険料を納付しているはずであると主張しているが、申立人は昭和39年5月に婚姻しており、申立期間①の一部は婚姻前の期間である上、申立人は、婚姻前に、その夫の保険料を納付したことは無いと供述するなど、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、6か月と短期間である上、申立人の夫の同

期間の国民年金保険料は現年度納付されているところ、申立期間②の前後の記録については、申立人及びその夫の保険料納付状況及び免除状況は同じであることが確認できることから、当時、申立人及びその夫の納付行為は基本的に同一であった可能性がうかがわれ、このことを前提にすると、申立期間②に係る保険料についても併せて納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1374

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社からグループ会社のB社に移籍したが、継続して勤務していた。しかし、移籍時の年金記録に空白期間がある。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答文書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和60年6月1日に同社からB社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないと認めており、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和60年5月31日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和58年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月31日から同年6月1日まで

A社に入社以来、継続して勤務しており、転職や休職はしていない。厚生年金保険料は給与より控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の履歴書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、履歴書では昭和58年4月1日にA社C部から同社B部に異動とされており、申立期間においては同社B部に勤務していたことから、同社B部の資格取得日を同社C部の資格喪失日である同年5月31日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和58年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付した旨供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月31日から32年1月4日まで
年金事務所の回答では、私のA社における厚生年金保険の記録は、昭和31年12月31日資格喪失、32年1月4日資格取得となっているが、申立期間は、継続して勤務していたので、空白期間は無いはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録では昭和31年12月26日発令により、A社C支店から同社B支店に異動とされており、申立期間においては同社B支店に勤務していたことから、同社B支店の資格取得日を同社C支店の資格喪失日である同年12月31日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和32年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月から10年5月まで

申立期間は海外に在住していた期間であるが、平成9年2月に、住民票を海外に移すに当たりA市に確認したところ、海外在住期間については国民年金保険料の納付は任意であると言われた。それにもかかわらず、帰国後、父親から、「10年5月ごろに市役所の職員が保険料の集金に来たので、20万円ほどを支払った。」と領収書を渡されたので、納付しなくてもよいのに、なぜ納付することになったのか疑問に感じたことをよく覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の父親に聴取しても、保険料を納付した経緯、納付時期及び納付金額等保険料納付についての具体的な記憶は無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、平成9年2月23日から10年6月23日まで海外に在住していることが確認できるところ、制度上、日本国内に住所を有しない期間については国民年金の任意加入対象期間となるため、任意加入手続を行わなければ国民年金の被保険者となり得ないが、申立人は、申立期間に係る国民年金の任意加入手続を行った記憶は無いとしている上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者記録共に、9年2月23日に国民年金の被保険者資格を喪失後、10年6月30日に被保険者資格を再取得しており、申立期間は未加入期間となっているほか、これらの資格取得及び喪失年月日は、申立人が海外に在住している期間とほぼ一致しており、申立期間が未加入期間となっていることに不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、平成9年2月23日に国民年金の被保険者資格を喪失後、10年6月30日に被保険者資格を再取得した旨記載されており、オンライン記録等と一致している上、ほかに申立期間について国民年金に加入していた形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 962

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月
当時勤務していた小学校での勤務契約期間が終わるため、事務職の方から、3月分の国民年金保険料を納付するように言われた。このため、申立期間の1か月分の保険料を自分で支払った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料の納付場所等についての具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきたと思うと供述しているが、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっており、未加入期間について、誤って納付書が発行されることは考え難い。

さらに、申立人が所持する年金手帳においても、申立人は、申立期間前後の国民年金加入期間は記載されているが、申立期間に係る国民年金加入記録は記載されていないとしている上、ほかに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月、8年3月、9年3月及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月
② 平成8年3月
③ 平成9年3月
④ 平成11年3月

大学卒業後、期限付講師として勤務していたが、事務の方から、「3月31日は空白期間になるので、市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をするように。」と教えてもらった。それ以降、毎年、この一日のために国民年金保険料を納めなければならないのは理不尽だと思いながら、納めてきた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は四つの期間に及んでおり、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人に聴取しても、それぞれの申立期間における国民年金加入手続についての記憶は曖昧であるほか、年金手帳の提出や受領についても記憶に無いとするなど、加入手続の状況が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間となっている上、申立人は、申立期間①から③まではA市に、申立期間④はB市に居住しているが、A市においても、申立人の国民年金加入記録は、平成9年1月以降に導入された基礎年金番号(厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっている。)により管理されている10年3月から同年7月までの期間及び12年3月以降の納付記録のみであるほか、B市には申立人に係る国民年金加入記録が無く、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳は、その記載内容等から判断して、平成6年4月に厚生年金保険に加入したことを契機として作成されたものとみられるが、当該年金手帳においても、国民年金の記録欄をみると、10年3月31日に初めて国民年金の被保険者資格を取得し、同年8月17日に被保険者資格を喪失、その後、12年3月31日に被保険者資格を再取得した旨記載されており、オンライン記録と一致している上、ほかに、申立期間について国民年金に加入していた形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、いずれの申立期間についても、国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、当該納付書により保険料を納付していたと主張しているが、A市に照会したところ、申立期間当時、原則として、被保険者が提出した届出書に基づき国民年金被保険者記録を管理するシステムに情報を入力した上で、納付書の発行及び送付を行っていたとしており、上記のとおり、同市において、申立期間について申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立人に対して納付書が送付されていたことは考え難い。

その上、申立期間③及び④については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、複数回にわたり年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低いものと考えられるほか、申立期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで
昭和 59 年 5 月に国民年金を脱退した覚えは無いので、申立期間について国民年金保険料を納めていないというのはおかしい。保険料は、55 年 9 月までは集金で、同年 10 月以降は口座振替で納めていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間については、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の任意加入対象期間となり、申立人は、昭和 59 年 5 月の時点で国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持している年金手帳によると、国民年金の被保険者でなくなった日として「昭和 59 年 5 月 14 日」と記載されている上、当該手帳に記載された資格喪失日は、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 965

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで
申立期間は、実家で自営業の手伝いをしていた時期であるが、国民年金保険料は、父親が、店の客でもあった集金人に渡していた。当時、集金人は3か月ごとに国民年金手帳に領収印を押していたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間について、その父親が3か月ごとに国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月に払い出されており、その時点では申立期間は過年度納付によらなければ保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同様に、その父親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄についても、昭和42年4月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、38年10月29日（現在は39年2月16日に訂正済み）まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しているが、42年3月以前の保険料は未納となっており、申立人の父親が保険料を遡及納付していた状況は見受けられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 966

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から61年3月まで

市役所の職員から、「あなたは厚生年金保険に20年以上加入しているので、国民年金には入らなくてもよい。」と言われていたもので、国民年金には加入していなかった。その後、しばらくして、「法律が変わったので、国民年金保険料を遡って納めてもらわないといけない。」と言われていたので、遡って全額納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、このころ行われたものと考えられるところ、申立人は、当該記号番号により61年4月1日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和51年6月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で、厚生年金保険被保険者期間が20年以上となり、被用者年金の老齢給付受給資格を有していることから、同年同月から61年3月までは国民年金の任意加入対象期間となるところ、制度改正により、同年4月以降、被用者年金の老齢給付受給資格を有する者についても国民年金は強制加入となったが、制度改正後に国民年金の加入手続を行っても、同年3月以前の任意加入対象期間については遡及して国民年金に加入することはできないため、申立期間が未加入期間であることに不自然さは無い上、市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳においても、同年4月1日に被保険者資格を取得した旨記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を遡及して納付した時期

や、その金額等についての具体的な記憶は無い上、申立人から提出された昭和62年分から平成元年分までの確定申告書控えをみても、毎年、社会保険料控除欄に国民年金保険料とみられる支払額が記載されているが、いずれも、昭和61年4月以降の国民年金加入期間について保険料を現年度納付した場合の金額と一致しているか、それより低い金額の記載のみであり、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる記載は無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1377

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）で勤務していたが、当該期間の標準報酬月額が前後の年に比べて低額となっている。当該期間は、子育てのため特別勤務をしており、特別勤務期間中は基本給が下がるものの標準報酬月額は下げないという社内での取り決めがあったはずである。
申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立期間においてC共済組合の組合員であったことが確認できる。

C共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和 60 年の共済年金制度改正により 61 年 4 月に初めて導入されたものである。このため、61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 105 号)附則第 9 条の規定により、56 年 4 月から 61 年 3 月まで 5 年間の共済掛金の標準となった俸給額の総額(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 97 号)により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額)を同期間の月数で除して得た額に 61 年 4 月 1 日以前の実在職期間に応じて定められる一定の率を乗じて得た額とすることとされている。

申立人は、申立期間を含む昭和 59 年頃から平成元年頃までの約 5 年間、A社において特別勤務をしていたが、特別勤務期間中の基本給は半減しても標準報酬月額は下げないという取り決めがあったにもかかわらず、申立期間の 1 年間のみ標準報酬月額が低額となっていることについて、納得することができないと主張している。

しかし、B社では、申立期間に係る俸給額及び申立人が特別勤務であった期間については不明と回答している。

また、特別勤務については、「昭和60年現行の社内規定により、1日の勤務時間は4時間20分とし、給与額は支払率を基本給の57%とすると定められている。」と回答しているものの、特別勤務期間における俸給額に関する規定については確認することができなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間にC共済組合の組合員であり、連絡先が判明した複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、そのうちの二人から、「時期は、はっきりと覚えていないが、申立人と同じ頃に子育てのため特別勤務をしたことがあり、特別勤務期間中の給与は通常の半分程度であった。」と回答があり、オンライン記録によると、当該同僚二人の標準報酬月額は、特別勤務をしていたとする期間について、申立人と同様、低額となっていることが確認できる。

このほか、申立期間における標準報酬月額が適法に決定されたものではないことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 3 日から同年 11 月 15 日まで
年金事務所の記録では、申立期間における標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、当時の私の給料は手取金額で 11 万円だった。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、被保険者資格を取得した当初 13 万 4,000 円と記録されていたが、平成 18 年 10 月 11 日に資格取得時まで遡り、9 万 8,000 円に訂正されている。

一方、事業主から申立人の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とする取得時報酬月額訂正届が平成 18 年 10 月 11 日に社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できることから、社会保険事務所の処理に不合理性は見られない。

また、当該届に添付された平成 18 年 4 月から同年 9 月までに係る賃金台帳は、毎月の総支給額は 10 万円となっており、厚生年金保険料欄は空欄となっているものの、雇用保険料欄に標準報酬月額 9 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料（7,001 円）が記載されている上、申立人の当該事業所における雇用保険記録は見当たらないことから、申立人は、申立期間において標準報酬月額 9 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1379 (事案 532 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 15 日から 36 年 11 月 1 日まで

前回、A社で勤務していた申立期間については、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、脱退手当金が支給された完全な証拠が無いため、納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格を有し、脱退手当金を受給している 26 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15 人について資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後 6 か月後の昭和 37 年 5 月 2 日に支給決定されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び情報を提出することなく、「脱退手当金を受けた記憶が無い。証拠が無いため納得がいかないので再度申立てをす

る。」と主張しているが、新たに行った同僚調査において、そのうちの一人は、「脱退手当金をもらっている人はたくさんおり、私の友人も受け取っていた。」と供述していることから、改めて事業主による代理請求がなされた可能性が高いことがうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 11 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 47 年 2 月 7 日から同年 6 月 1 日まで
⑥ 昭和 60 年 7 月 1 日から同年 8 月 13 日まで

会社からの証明書のとおり、A社（現在は、B社）C支社に昭和43年4月11日に入社し47年1月31日付けで退職、同年2月7日に再入社し60年8月12日付けで退職しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B社C支社が発行した証明書から、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、A社C支社で勤務していた複数の同僚は見習期間（4か月程度）があり、その間は厚生年金保険に加入していないと供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立期間⑤について、申立人と同様、自己都合により退職した後、再入社した同僚の供述及び当該同僚の厚生年金保険被保険者記録から、再入社した場合においても見習期間が再度課されていたこともうかがえる。

申立期間②、③、④及び⑥については、B社C支社に照会したところ、「当時の資料が無いため不明である。申立人の勤務形態は正社員であるが、

資格により当時は社会保険の資格を喪失する場合もあった。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人はB社C支社において、昭和43年8月1日取得、同年10月31日離職、44年3月1日取得、45年3月31日離職、同年5月1日取得、47年1月1日離職、同年6月1日取得、60年6月30日離職となっており、厚生年金保険の記録とおおむね一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から22年3月まで

A社は、終戦で閉鎖になったが、閉鎖後2、3か月して働くよう声をかけてもらい、戦後の残務処理のために働き始めた。事実を細密に調査して、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員は「昭和20年8月20日に退職金を支払い、大量に従業員を解雇し、その後、若干名の職工と20人ほど人員を再雇用し、給料を支払っていた。」と供述している内容は、申立人の申立内容と一致することから、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が昭和20年8月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に再度適用事業所となった年月日は、23年5月12日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日に被保険者資格を喪失している複数の同僚は、いずれも申立人のことをはっきりと記憶しておらず、「A社は終戦で解散になった。」と供述している上、申立人と同様に、戦後の残務処理のために再度勤務した者の供述を得ることはできなかった。

さらに、A社における厚生年金保険の適用等を引き継いでいるB社（昭和33年12月1日新規適用）に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は、ほとんど消失されたため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月8日から28年2月15日まで

昭和23年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得してからは、引き続きA社(現在は、B社)に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えている。当時、仕事を休むということはなかったにもかかわらず被保険者期間が空いていることは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間にA社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録より、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった5人に照会したところ、このうち3人については、申立人が勤務していたことを記憶しているものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった上、そのうち1人からは「厚生年金保険や健康保険への加入は、従業員が希望した場合には入れてくれたので、加入していない人もいたはずである。」旨の回答があった。

さらに、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和23年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年3

月 8 日に資格喪失し、その後、28 年 2 月 15 日付けで再取得した際には、新たに健康保険整理番号及び厚生年金保険記号番号が払い出されている上、厚生年金保険被保険者原票から、再取得と同時に家族が健康保険の被扶養者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月 2 日から 49 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には 1 か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 49 年 3 月 31 日まで継続して勤務していた。」と主張しているものの、雇用保険の加入記録によると、申立人の B 社における離職日は、同年 3 月 30 日とされている。

また、A 社は、平成 20 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社を承継する B 社に照会したところ、「当時の A 社では最終出勤日が土曜日の場合、退職日はその土曜日としていた。申立人は昭和 49 年 3 月 30 日が最終出勤日であり、同日は土曜日であることから、同日が退職日、翌日の 3 月 31 日が資格喪失日となる。」と回答している。

さらに、申立人から提出された厚生年金基金連合会からののがきによると、加入員期間（実期間）は、「昭和 45 年 4 月 2 日から 49 年 3 月 31 日（47 月）」と明記されている上、申立人における C 健康保険組合の加入記録についても、資格喪失日は 49 年 3 月 31 日となっており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者期間と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1384

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から平成元年 11 月まで

昭和 54 年 4 月 1 日にA社に入社し、取締役専務に就任した。給料は入社から 60 年 3 月までは 25 万円であり、61 年 4 月からは社長となり、給料も上がった。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から得ていた報酬額と比べ、標準報酬月額が低額であると申し立てている。

しかし、A社の登記簿謄本から申立期間において当該事業所の役員となっている申立人を除いた6人及び申立期間に厚生年金保険被保険者となっている同僚4人について健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、原票に記録された標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、役員及び同僚と比較して申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている形跡はみられない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、訂正等不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。